

○御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成21年12月2日

告示第279号

改正 平成23年7月14日告示第164号

平成24年6月27日告示第154号

平成25年2月28日告示第73号

平成25年11月11日告示第288号

平成27年6月4日告示第164号

〔題名改正〕

平成27年8月5日告示第205号

平成27年12月28日告示第318号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について（平成27年5月28日付け雇児発0528第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の1の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具（以下「用具」という。）の給付について必要な事項を定める。

（全部改正〔平成27年告示164号〕、一部改正〔平成27年告示205号〕）

(用具の種目及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表第1に掲げる用具とする。

2 給付の対象となる者は、市内に住所を有し、別表第1の対象者欄に掲げる児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等（小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。

（一部改正〔平成25年告示73号・27年164号〕）

(給付の申請)

第3条 前条に規定する対象者の保護者で用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付診断書（様式第2号）、法第19条の3第7項に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、給付を受けようとする用具の見積書その他市長が必要と認める書類を添えて、市

長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成27年告示164号〕)

(給付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該対象者の身体状況、介護の状況、経済状況、家庭環境、住宅環境等を実地に調査し、速やかに御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業調査書(様式第3号)を作成してその内容を審査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付の可否を決定したときは、御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(様式第4号)及び御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(様式第5号。給付を可としたときに限る。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(一部改正〔平成27年告示164号〕)

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を用具の製作又は販売を業とする者(以下「事業者」という。)に委託するものとする。

2 診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超える物に限り給付の対象とする。

3 当該用具を使うために附属品が必要となる場合は、当該附属品がないと当該用具が機能しない等のときに限り当該用具とともに給付し、附属品のみの給付はしない。

(追加〔平成27年告示205号〕)

(費用負担)

第6条 前条第1項の規定に基づき給付を可と決定された者(以下「給付決定者」という。)は、別表第2の基準の利用者負担基準月額に給付券を添えて、事業者に支払い、用具を受け取るものとする。なお、当該用具の購入に要する費用が、市が別に定める基準額を超える場合は、その超過分は給付決定者が負担するものとする。

2 市長は、事業者からの請求により、その用具の購入に要した額から前項の規定による給付決定者の負担額を減じた額を支払うものとする。

3 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(一部改正〔平成27年告示164号・205号〕)

(給付台帳の整備)

第7条 市長は、用具の給付の状況を明らかにするため、御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(一部改正〔平成27年告示164号・205号〕)

(用具の管理等)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した場合は、市長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成27年告示164号・205号〕)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔平成27年告示205号〕)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成23年7月14日告示第164号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の御殿場市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定については平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年6月27日告示第154号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日告示第73号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月11日告示第288号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年6月4日告示第164号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の様式により提出されている文書は、改正後の相当様式により提出された文書とみなす。

附 則 (平成27年8月5日告示第205号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日告示第318号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、従前の規定により作成した帳票及び用紙は、当分の間、これを取り繕って使用できるものとする。

別表第1（第2条関係）

（一部改正〔平成23年告示164号・27年164号・205号〕）

種目	対象者	性能
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊マット	寝たきりの状態にある者	床ずれの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
便器	常時介助を要する状態にある者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある状態にある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの

	倒する状態にある者	
クールベスト	体温調節が著しく難しい状態にある者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある状態にある者	紫外線の影響を軽減できるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの

別表第2（第5条関係）

（一部改正〔平成24年告示154号・25年288号・27年164号〕）

利用者負担基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分	利用者負担基準月額（円）	利用者負担基準加算月額（円）
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯	2,250	230
	均等割の額のみ（所得割のない世帯）		
	所得割の額のある世帯	2,900	290
			C2階層

	帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯				
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1階層	3,450	350
		2,401から4,800円まで	D2階層	3,800	380
		4,801から8,400円まで	D3階層	4,250	430
		8,401から12,000円まで	D4階層	4,700	470
		12,001から16,200円まで	D5階層	5,500	550
		16,201から21,000円まで	D6階層	6,250	630
		21,001から46,200円まで	D7階層	8,100	810
		46,201から60,000円まで	D8階層	9,350	940
		60,001から78,000円まで	D9階層	11,550	1,160
		78,001から100,500円まで	D10階層	13,750	1,380
		100,501から190,000円まで	D11階層	17,850	1,790
		190,001から299,500円まで	D12階層	22,000	2,200
		299,501から831,900円まで	D13階層	26,150	2,620
		831,901から1,467,000円まで	D14階層	40,350	4,040
		1,467,001から1,632,000円まで	D15階層	42,500	4,250
		1,632,001から2,302,900円まで	D16階層	51,450	5,150
		2,302,901から3,117,000円まで	D17階層	61,250	6,130
		3,117,001から4,173,000円まで	D18階層	71,900	7,190
		4,173,001円以上	D19階層	全額	左の利用者負担基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
備考					
1 負担月額の決定の特例					

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の利用者負担基準月額の適用を受ける場合は、その月の利用者負担基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める利用者負担基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、利用者負担基準月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて利用者負担月額を決定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいい、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯のほか、父が農閑期で出稼ぎのため数月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合及び父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合を含む。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）及びそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いに

ついて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。））、第92条第1項、第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 利用者負担基準額表の適用時期

毎年度の利用者負担基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 利用者負担基準額表中、利用者負担基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、事業者が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 利用者負担基準月額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法によ



る保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

様式第1号(第3条関係)

御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

御殿場市長様

申 請 者

住 所

氏 名

印

個人番号

対象者との続柄( )

電 話

次のとおり御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付を受けたいので、御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の第3条の規定により申請します。

御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に照会し、調査及び閲覧することを承諾します。

対象者	氏名				男・女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
	個人番号						
	住所						
	疾病名						
世帯の状況	氏名	個人番号	対象者との続柄	生年月日	職業	備考(対象者に対する介護の状況等)	
給付を希望する理由							
希望する事業者名							
現在の住まいの状況	住宅	1持ち家 2借家(貸主の諾否)		浴槽	1和式 2洋式 3なし	便器	1和式 2洋式 3携帯用
現在の介護の状況	入浴	1他人の介助が必要 2清拭のみ 3入浴、清拭ともしていない 4自分でできる		排便	1他人の介助が必要 2便器(携帯用)使用 3自分でできる	移動	1車いす使用 2他人の介助が必要(一部、全部) 3自分でできる
給付を受けたい用具の名称					希望する型式、規模等		
給付上特に希望する事項							
備 考							

(注) 申請者氏名については、自署又は記名押印とすること。

様式第2号(第3条関係)

御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付診断書

患者氏名

生年月日            年        月        日生            性別

患者住所

疾 病 名

症 状(日常生活用具を必要とする身体の状況等)

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か  
(当面、在宅での療養が可能であると判断できるか)

以上のとおり診断します。

年    月    日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名

様式第3号（第4条関係）

御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査票

①申請書受理番号及び年月日		年 月 日		②申請者氏名		③対象者との続柄	
④対象者	氏名			男・女	生年月日	年 月 日	
	住所						
	疾病名						
⑤世帯員の状況	氏名	年齢	対象者との続柄	課税状況			備考
				当該年度分市町村民税		前年度所得税額	
	均等割額	所得割額					
	-----						
⑥世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
⑦住まいの状況		1 持ち家                      2 借家（貸主の諾否）					
⑧給付後の生活状況		日常生活動作の状況 （入浴、排便、移動等について該当する状況に○を付してください。） 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない（一部介助・全介助） 4 その他（                      ）			その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他（                      ）		
⑨給付の必要の有無		1 有 2 無	⑩給付する（しない）理由				
⑪給付する用具名（型式、規模等を含む。）		⑫予定価格	円	⑬扶養義務者が支払うべき額	円	⑭公費負担予定額	円
⑮その他特記事項							
年 月 日				調査員 職名 氏名 印			

様式第4号(第4条関係)

第 号

年 月 日

(申請者) 様

御殿場市長 印

御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付について、次のとおり決定したので御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第4条の規定により通知します。

1 給付します

対象者	住所			電話番号			
	氏名			男 ・ 女			
	生年月日			疾病名			
給付番号				給付決定日			
給付を決定した用具の名称							
具事業者 日常生活用具事業者	名称						
	所在地						
	電話番号			FAX番号			
基準額		見積額		申請者が負担する額		公費負担額	
円		円		円		円	
注意事項	1 用具を受け取る際には事業者により自己負担額を支払い、給付券の受領年月日及び受領者欄に、自筆署名又は記名押印をしてください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりしないでください。 3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。						

2 給付しません

給付しない理由	
---------	--

様式第5号（第4条関係）

御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券						
①給付番号		②給付決定日	年 月 日			
③対象者氏名		④生年月日	年 月 日（ 歳）			
⑤住所						
⑥申請者氏名			⑦対象者との続柄			
⑧日常生活用具の名称（型式規模等を含む。）	⑨価格	円	⑩申請者が支払うべき額	円	⑪公費負担額	円
⑫納入業者名			⑬納入業者の住所（電話番号）			
⑭この券の有効期限	受給者が事業者 に提示する期限	年 月 日	事業者の公費 支払請求期限	年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日 御殿場市長 印						
⑮業者の納入した日	年 月 日	⑯領収事業者 名及び年月日		印		
⑰申請者より受領した額	円			年 月 日		
⑱用具受領申請者氏名	印	⑲検取者	職名	印		
			氏名	印		
⑳その他特記事項						

（注）本表は、①から⑭まで及び⑱は市、⑮から⑰までは納付した業者が記入すること。

⑱は申請者が記入すること。

様式第6号(第6条関係)

御殿場市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳

番号	対象者氏名	用具の種類	給付等 年月日	給付用具 の価格 (円)	負担内訳金額(円)		備考
					利用者負担	公費負担	

様式第1号（第3条関係）

（一部改正〔平成27年告示164号・318号〕）

様式第2号（第3条関係）

（一部改正〔平成27年告示164号〕）

様式第3号（第4条関係）

（追加〔平成27年告示164号〕）

様式第4号（第4条関係）

（一部改正〔平成27年告示164号〕）

様式第5号（第4条関係）

（全部改正〔平成27年告示164号〕）

様式第6号（第6条関係）

（一部改正〔平成27年告示164号〕）